

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		障害福祉サービスの支給決定の取消し
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 2 5 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>ア 支給決定に係る障害者等が、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>イ 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設（居住地特例が適用される施設）に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>ウ 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに障害程度区分の認定又は支給要否決定のための調査に応じないとき。</p> <p>エ 支給決定障害者等が、支給決定の申請又は支給決定の変更の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設 定 年 月 日 最 終 改 正
備 考		